

## 矢板市クーリングシェルター募集要項

### (趣旨)

1 熱中症による人の健康に係る被害の発生防止等を目的とし、気候変動適応法※が改正され、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）※を市町村長が指定できることとなりました。

市では、令和5年度から市内の公共施設と民間施設をクーリングシェルターとして指定し、熱中症による健康被害の防止に取り組んでいます。

さらなる熱中症予防に資することを目的とし、クーリングシェルターの施設数を増加するため、御協力いただける民間施設を募集します。

※気候変動適応法…地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

※指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）…冷房設備を有し、熱中症特別警戒情報発表時に不特定多数の者へ開放される施設

### (指定施設の実施事項)

2 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。

- (1) 各施設の出入口等、見やすい場所への市指定のクーリングシェルターである旨を表示したポスターの掲示
- (2) 休息用の椅子等の準備
- (3) 冷房設備の適切な管理

### (応募資格)

3 応募資格は、市内に所在する施設で、熱中症特別警戒情報が栃木県内に発表された際に次の条件を満たすことができる施設とします。

- (1) 適当な冷房設備を有する施設
- (2) 3人以上の利用者が休息できる椅子等を設置できる施設

### (施設運用期間)

4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒情報運用期間とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

※熱中症警戒情報運用期間…全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒情報が発表される期間（4月下旬～10月下旬）

### (応募方法)

5 別紙応募用紙に必要事項を記載の上で、持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法によって、矢板市生活環境課に提出してください。

(提出後の流れ)

6 応募用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。

- ・ 矢板市生活環境課にて受領
- ・ 応募内容の審査及び承認・クーリングシェルターとしての指定
- ・ クーリングシェルター施設情報の公表（市ウェブサイト等）
- ・ 施設が市指定のクーリングシェルターである旨を表示したポスターの送付

※応募用紙を提出した時点で、市からのクーリングシェルターの指定に同意したものとみなします。

(物資の配布、情報の提供)

7 市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。

- (1) 施設が市指定のクーリングシェルターである旨を表示したポスターの配布
- (2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布
- (3) 熱中症特別警戒情報の発表時の情報提供

(その他)

8 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

応募・問合せ先

〒329-2192

矢板市本町5番4号

矢板市 市民生活部 生活環境課

TEL 0287-43-1114

FAX 0287-43-7501

Email [seikatsukankyo@city.yaita.tochigi.jp](mailto:seikatsukankyo@city.yaita.tochigi.jp)